

剣道七段審査会（東京）要項

全日本剣道連盟

1. 期 日

- (1) 令和8年11月12日（木）
- (2) 受付開始・終了および審査開始時刻

ア. 63歳以上（63歳含む）

受付時間 午前9時30分～午前10時まで
審査開始 午前10時30分（予定）

イ. 62歳以下（62歳含む）

受付時間 午後12時30分～午後1時まで
審査開始 午前の部実技審査終了後

※本審査会につきましては、高齢の方より受審していただくことになりましたので、受付時間・年齢を確認のうえ、間違いのないようご参加ください。

※受付終了後は、審査の進行上、一切受け付けません。必ず時間を厳守してください。
また、午前・午後の受審者は入替えて入館しますので、受付時間に合わせて来場してください。

2. 会 場

エスフォルタアリーナ八王子

（東京都八王子市狭間町1453番1） 電話 042-662-4880 ※別紙案内図参照

3. 主 催

公益財団法人 全日本剣道連盟

4. 審査方法

全日本剣道連盟 剣道称号・段級位審査規則、同細則ならびに剣道称号・段位審査実施要領による。

5. 審査科目

(1) 実 技

※実技審査においては面マスクまたはシールドを着用してください。

(2) 日本剣道形（実技審査合格者のみ）

※日本剣道形審査において使用する木刀は全剣連で準備します。

6. 受審資格

- (1) 令和2年11月30日以前に六段を取得した者。
- (2) 令和5年11月30日以前に六段を取得し、年齢満65歳以上で修業年限3年以上経過し、加盟団体会長が許可した者。

7. 年齢基準

審査日の当日（令和8年11月12日）とする。

8. 申 込 み

- (1) 申込方法 受審を希望する者は、登録連盟を通じて申込むこと。
各都道府県剣道連盟会長は、申込者を一括して本連盟会長宛に送付すること。
なお、個人直接の申込みは受理しない。
- (2) 申込開始・締切り 令和8年8月31日（月）～9月25日（金）
- (3) 申 込 先 各市区郡剣道連盟、加盟団体事務局
- (4) 申 込 書 ア 所定の用紙による。
イ 現在受有段位の取得年月日、生年月日は正確に記入すること。
（記載のない場合また虚偽の場合は受審を認めない）
ウ 申込書には審査開催地（東京都）を明確に記入すること。
※各都道府県剣道連盟は受審申込者に受付時間を周知徹底してください。

9. 審査料

受審者は、審査料を（含む消費税）1名につき七段 11,700 円を受審者各自で以下の口座に振り込むこと。振込手数料は受審者にてご負担願います。

ゆうちょ銀行

【店 名】 八一八（読み ハチイチハチ） 【店 番】 818

【預金種目】 普通預金

【口座番号】 3789728

【口座名】 ザイ）ミヤギケンケンドウレンメイ

10. 合格発表

審査終了後、受審番号により合格者を発表する。後日、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するとともに全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

11. 安全管理

参加者は、各自十分健康管理に留意し参加すること。参加する時には、健康保険証またはマイナ保険証を持参すること。高齢の参加者については、特に留意のこと。

主催者において、行事实施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費（手術、入院費は含まない）は主催者が負担する。AEDを常備する。また、医師等により、脳しんとうの可能性や生命の危険性を否定できない症状と判定された場合は、直ちに審査への参加を中止とする。

なお、主催者は、参加者の事故に対し（審査会場への往復途上を含む）、傷害保険に加入する。

全日本剣道連盟の「感染症予防ガイドライン」を遵守すること。（全剣連ホームページ参照）

12. 個人情報保護法への対応

※以下を周知してください。

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせた公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

(1) 全剣連および報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。

(2) 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。

(3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が販売されることがある。

13. 注意事項

(1) 本審査会には、11月7日（土）愛知県で実施される剣道七段審査会の受審者は、受審できない。

(2) 受審者は、各都道府県剣道連盟に、本人の申込み受理の確認を審査会前日までに行い参加すること。

(3) 審査会場に、**車での来場は一切禁止**とする。

(4) 先細など軽い竹刀は、使用しないこと。

(5) 日本剣道形審査に不合格となった受審者は、再受審が認められる。

ただし、当日日本剣道形を受審しない者の再受審は認めない。

なお、本審査日より1年経過後は、再受審は無効となるので、留意すること。

※ 本審査会の入場は、受審者を優先とし、見学者（付添・家族含む）につきましては、会場の収容人数により入場者数を制限した事前登録制（全剣連ホームページ案内掲載）といたします。ただし、申込多数の場合は先着順といたしますので、ご了承願います。

剣道六段審査会（東京）要項

全日本剣道連盟

1. 期 日

- (1) 令和 8 年 11 月 13 日（金）
- (2) 受付開始・終了および審査開始時刻

ア. 54 歳以上（54 歳含む）

受付時間 午前 9 時 30 分～午前 10 時まで
審査開始 午前 10 時 30 分（予定）

イ. 53 歳以下（53 歳含む）

受付時間 午後 12 時 30 分～午後 1 時まで
審査開始 午前の部実技審査終了後

※本審査会につきましては、高齢の方より受審していただくことになりましたので、受付時間・年齢を確認のうえ、間違いのないようご参加ください。

※受付終了後は、審査の進行上、一切受け付けません。必ず時間を厳守してください。
また、午前・午後の受審者は入替えて入館しますので、受付時間に合わせて来場してください。

2. 会 場

エスフォルタアリーナ八王子

（東京都八王子市狭間町 1453 番 1） 電話 042-662-4880 ※別紙案内図参照

3. 主 催

公益財団法人 全日本剣道連盟

4. 審査方法

全日本剣道連盟 剣道称号・段級位審査規則、同細則ならびに剣道称号・段位審査実施要領による。

5. 審査科目

(1) 実 技

※実技審査においては面マスクまたはシールドを着用してください。

(2) 日本剣道形（実技審査合格者のみ）

※日本剣道形審査において使用する木刀は全剣連で準備します。

6. 受審資格

- (1) 令和 3 年 11 月 30 日以前に五段を取得した者。
- (2) 令和 6 年 11 月 30 日以前に五段を取得し、年齢満 65 歳以上で修業年限 2 年以上経過し、加盟団体会長が許可した者。

7. 年齢基準

審査日の当日（令和 8 年 11 月 13 日）とする。

8. 申 込 み

- (1) 申込方法 受審を希望する者は、登録連盟を通じて申込むこと。
各都道府県剣道連盟会長は、申込者を一括して本連盟会長宛に送付すること。
なお、個人直接の申込みは受理しない。
- (2) 申込開始・締切り 令和 8 年 8 月 31 日（月）～9 月 25 日（金）
- (3) 申 込 先 各市郡区剣道連盟・加盟団体事務局
- (4) 申 込 書 ア 所定の用紙による。
イ 現在受有段位の取得年月日、生年月日は正確に記入すること。
（記載のない場合また虚偽の場合は受審を認めない）
ウ 申込書には審査開催地（東京都）を明確に記入すること。
※各都道府県剣道連盟は受審申込者に受付時間を周知徹底してください。

9. 審査料

受審者は、審査料を（含む消費税）1名につき六段 10,600 円を受審者各自で以下の口座に振り込むこと。振込手数料は受審者にてご負担願います。

ゆうちょ銀行

【店 名】 八一八（読み ハチイチハチ） 【店 番】 818

【預金種目】 普通預金

【口座番号】 3789728

【口 座 名】 ザイ）ミヤギケンケンドウレンメイ

10. 合格発表

審査終了後、受審番号により合格者を発表する。後日、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するとともに全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

11. 安全管理

参加者は、各自十分健康管理に留意し参加すること。参加する時には、健康保険証またはマイナ保険証を持参すること。高齢の参加者については、特に留意のこと。

主催者において、行事实施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費（手術、入院費は含まない）は主催者が負担する。AEDを常備する。また、医師等により、脳しんとうの可能性や生命の危険性を否定できない症状と判定された場合は、直ちに審査への参加を中止とする。

なお、主催者は、参加者の事故に対し（審査会場への往復途上を含む）、傷害保険に加入する。

全日本剣道連盟の「感染症予防ガイドライン」を遵守すること。（全剣連ホームページ参照）

12. 個人情報保護法への対応

※以下を周知してください。

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせた公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

(1) 全剣連および報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。

(2) 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。

(3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が販売されることがある。

13. 注意事項

(1) 本審査会には、11月8日（日）愛知県で実施される剣道六段審査会の受審者は、受審できない。

(2) 受審者は、各都道府県剣道連盟に、本人の申込み受理の確認を審査会前日までにに行い参加すること。

(3) 審査会場に、**車での来場は一切禁止**とする。

(4) 先細など軽い竹刀は、使用しないこと。

(5) 日本剣道形審査に不合格となった受審者は、再受審が認められる。

ただし、当日日本剣道形を受審しない者の再受審は認めない。

なお、本審査日より1年経過後は、再受審は無効となるので、留意すること。

※ 本審査会の入場は、受審者を優先とし、見学者（付添・家族含む）につきましては、会場の収容人数により入場者数を制限した事前登録制（全剣連ホームページに案内掲載）といたします。ただし、申込多数の場合は先着順といたしますので、ご了承ください。

住 所 〒193-0941
東京都八王子市狭間町1453-1
電 話 042-662-4880

高尾駅前
高尾駅
中央本線
八王子市立東浅川小
東浅川小東
高尾スターレーン
京王高尾線
京王高尾駅
高尾駅南口
市立浅川小
八王子市立浅川小
みころも幼稚園
御嶽神社
狭間町
47
佐藤製菓
八王子工場
高尾の湯ふるッギ
洋服の青山
八王子めじろ台店
狭間駅入口
イトーヨーカドー
八王子店
タウンズ八王子

**エスフォルタ
アリーナ八王子**

- ・(連絡バス：約125分)→JR高尾駅南口(徒歩)京王「高尾」駅(京王高尾線：2分)→狭間駅
- ・(京急空港線特快：17分)→品川駅(山手線・外：20分)→JR新宿駅(乗換)京王「新宿」駅(京王線準特急：43分)→狭間駅

申請日： 令和 年 月 日

宮城県剣道連盟会長 殿

称号・段位審査申請書(中央審査用)

市(区) 郡 剣道連盟会長

㊞

受審称号段位	士		段		全剣連番号			
六七八段 受審者	審査会場				受審希望日 (○で囲む)	1日目・2日目・いずれも可		
ふりがな						ふりがな		性別
氏 名						旧姓		男・女
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (歳)							
現住所	〒 -							
電話番号	自宅		- -					
	携帯電話		- -					
職業 (○で囲む)	01	生徒	02	学生(専・大)	03	警察官	04	自衛官
	05	教員	06	公務員	07	会社員	08	自営業
	09	団体職員	10	主婦	11	その他	12	無職
	13	刑務官	14	医師	15	教員大学	16	教員高校
	17	教員中学	18	看護師	国家公務員		地方公務員	
講習会受講歴	(称号受審者は記入)							
所属連盟	市(区)郡剣道連盟							
現在の称号	士	取得年月日	昭・平・令 年 月 日		登録時都道府県名		受審場所	
現在の段位	段		昭・平・令 年 月 日					

- 注 意 事 項
- ◎楷書で正確に記入すること。
 - ◎受審資格を確認し、所属連盟を経由(承認)の上提出すること。
 - ◎受審者は既取得段位証書の写し(A4に縮小)を必ず添付すること。
 - ◎「全剣連番号」(現段位証書の左下に記載されている番号)を必ず記入すること。但し、証書に全剣連番号が記載されていない場合は空欄でよい。
 - ◎称号受審者は講習会受講歴を記入すること。(全剣連又は官剣連が行った講習会直近の受講歴を3つ以内記入)

大会等におけるビデオ撮影等について

全剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事（以下「大会等」という。）における写真・動画の撮影及び音声の録音（以下「ビデオ撮影等」という。）並びに撮影した映像及び録音した音声（以下「撮影映像等」という。）の取扱いについては、次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

- 1 大会等の会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数の者に公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。
- 2 大会等の会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会等の運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- 3 大会等の会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償にかかわらずこれを不特定多数の者に頒布したり、又はインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散させたりしないこと。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。

以上